Proud NUMAZU　JSCE COMPETITION

都市計画道路沼津南一色線
設計競技（コンペ）
募 集 要 項

令和 元 年 7 月
沼 津 市

目　次

設計競技の実施にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
１．設計競技の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２．設計競技の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
３．設計競技の仕組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
４．応募条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
５．設計にあたって前提とする事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
６．提案に含むべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
７．提案内容・提出書類等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
８．設計競技スケジュール　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
９．応募方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
10. 質問事項の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
11. 評価及び発表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
12. 失格事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
13. 注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
14. 参考資料等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
15. 様式集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

設計競技の実施にあたって

〇沼津市長からのメッセージ

都市計画道路沼津南一色線は、東名・新東名と中心市街地を結ぶ幹線道路で、本市の南北都市軸を構成する最も重要な路線であり、本市の北部地域の交通ネットワーク機能の改善、周辺道路の慢性的な渋滞解消や地域内道路の安全性の向上が期待される道路です。

一方、道路計画上で発見された高尾山古墳につきましても、西暦 230 年頃に築造された東日本最古級かつ最大級の前方後方墳であることが明らかになり、その形状や副葬品などから、この地に大きな権力を持った者がいたことを示す重要なモニュメントで、本市だけでなく日本の貴重な遺産として、この先もずっと大切に守っていくべき古墳です。

この極めて重要な道路整備と古墳保存の両者を、質の高い意匠等を施すことで良好な景観の形成を図りながら、高い水準で両立させるという大変難易度の高い整備を行っていかなければなりません。

このため、本設計競技方式を採用し、全国から優れたデザインを求めることといたしました。
本コンペにより高いレベルの素晴らしい提案をいただいて、それを基に、『誇り高い、元気なまち沼津』の実現に向け大きな一歩となるような象徴的な場所を整備していきたいと考えます。
優れたデザイン力や技術力を持つ皆様に、是非ご参加いただきたいと思います。

沼津市長　賴重　秀一

〇設計競技実施委員長からのメッセージ

沼津南一色線の設計は、日本の古代史上重要な遺跡とされている高尾山古墳の保存と沼津市民の日常生活の利便性向上を同時に実現する必要があります。
それには地域全体を俯瞰した上で多くの要件を同時に満たすアイディアと、それを実現する構造物や空間の一貫した設計が重要です。
一般的な公共事業の進め方ではその実現は困難であるため、沼津市は「土木設計競技ガイドライン（土木学会、2018 年)」に基づき設計競技の実施準備を進めてきました。
同ガイドラインの道路（橋梁・トンネル）への適用は初めてという先進的な取り組みです。

設計者・技術者の皆さんには、これまで培ってこられた技術や地域に対する深い洞察に基づき、古代から続いてきた時間の顕在化、現代文明を支える良質な社会基盤の実現、日常・非日常における地域社会の生活と文化育成を、ひとまとまりの空間の中で実現し、未来へつなげる設計提案をお願いしたいと思います。

本設計競技が沼津市のみならず日本における良質なパブリックデザイン実現のよい先例となることを期待しています。

沼津市都市計画道路沼津南一色線設計競技実施委員会
委員長　福井 恒明

1　設計競技の概要

（１）趣旨

都市計画道路沼津南一色線は、沼津の中心市街地への玄関口に位置し、国道 1 号と国道 246 号、東名高速道路及び近隣市町をつなぐ主要な幹線道路です。

また、国道１号を経て、南部に位置する沼津駅や沼津港にもつながる、沼津市の都市構造にとって最も重要な南北道路です。

本路線の周辺交通状況は、江原公園交差点周辺の国道 1 号や周辺の幹線道路の慢性的な渋滞により、渋滞回避のために地域内道路へ流れ込む車両が増加し、通学路等の交通安全性の低下などの課題があります。

このため、本路線が整備されることにより沼津市北部の交通ネットワーク機能が改善され、周辺の慢性的な渋滞解消や地域内道路の安全性の向上が期待されます。

沼津市では、街路事業として平成８年度から事業に着手し、用地取得も概ね完了した中で工事を進めてきましたが、道路計画上に極めて価値の高い高尾山古墳が発見されたことから、工事を中断し、平成 27 年度に有識者による道路と古墳の両立に関する協議会を開催して道路計画の検討を行ってきました。

高尾山古墳は、市内唯一の前方後方墳であることが明らかとなり、また、東日本で最古級、最大級の古墳であることから、考古学上における高い価値を有しています。

かつて、高尾山古墳の後方部には東熊堂（ひがしくまんどう）穂見神社、前方部には熊野神社が鎮座していました。

現在は、東側隣接地に移転されておりますが、これらの神社で毎年行われる祭典は、境内に熊手やお宝縁起物、周辺道路には各種露店が約 300 立ち並び、一晩中参拝者が絶えず賑わい、約 170 年の歴史を誇る地域の伝統行事となっています。

図１：位置図

（２）整備方針

（都）沼津南一色線は、道路構造基準における都市部の一般道路で、最も規格が高く交通量も多い道路のため、安全性や円滑性の優れた構造が求められます。

加えて高尾山古墳の重要性から、現位置での古墳の保存、利活用といった視点も必要になります。

そのため、通行車両の安全性や地元の生活道路である市道 1672 号線（東西道路）の機能確保といった観点から、道路線形や構造について検討を重ねた結果、整備案を選定しました。

整備方針は、橋梁形式とトンネル形式を採用することで、古墳の大部分が現位置保存され、また橋梁下のスペースや隣接市有地と一体となった古墳の利活用も考えられるため、最適な案と判断し、平成 29 年 12 月に公表しました。

「都市計画道路沼津南一色線の整備方針について」
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/takaosan/seibihoushin.htm

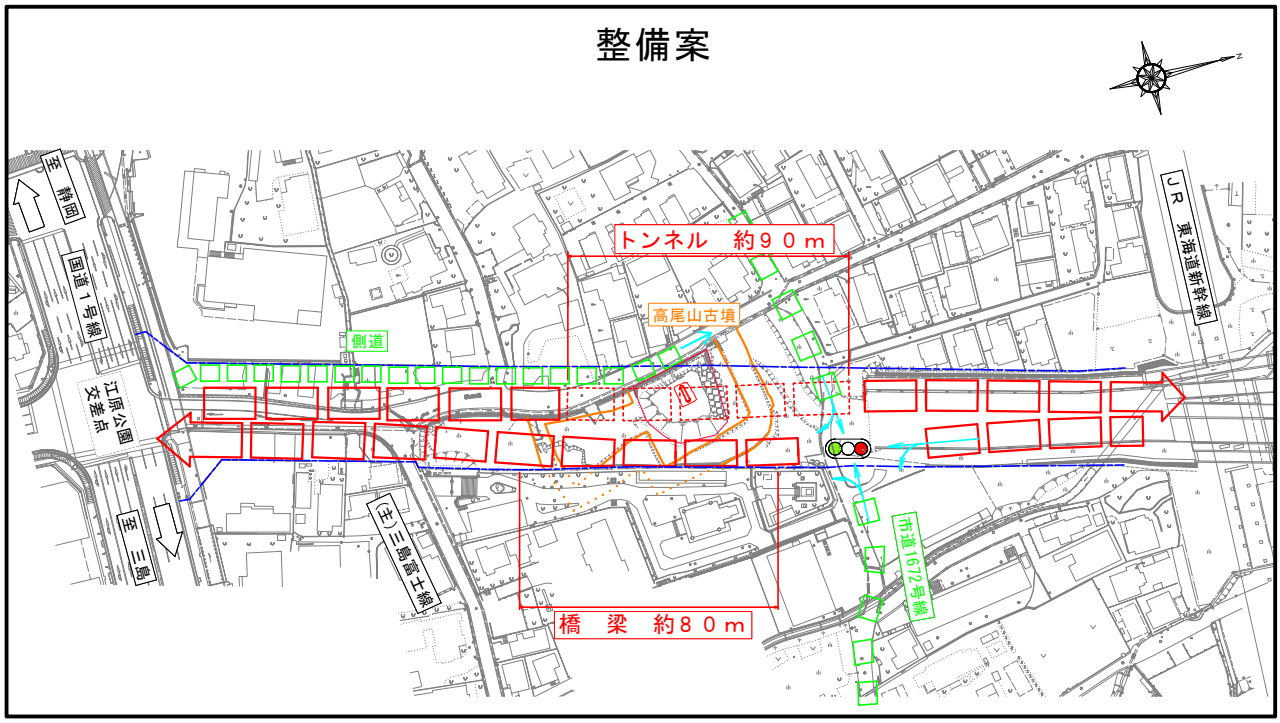

図２：整備案

（３）道路設計等に関する基本計画の策定・経緯

整備方針に示されている「道路と古墳を含む周辺までを一体的な空間として設計し、質の高い整備を行うことで、良好な景観の形成を図る」という目的を達成するため、基本理念、最適な発注方式及び設計の基本条件等の基本計画について、「都市計画道路沼津南一色線道路設計等に関する基本計画検討委員会」を設置し、専門的な見地から意見を聴取しました。

委員会では、古墳の保存・活用と道路の重要性及び難易度の高い道路構造物の整備という観点や本事業のコンセプトを踏まえ、総合的に本事業の最適な発注方式を考えると、設計対象施設の具体的なデザインを求めることが特徴である「設計競技方式」が適しているという意見を聴取しました。

本市では、委員会の意見を参考に発注方式について比較・評価を行った結果、幅広いアイディアから優れたデザインを求めることができる「設計競技方式」が最適な手法と考えられることから、本方式により（都）沼津南一色線道路改良事業の設計業務を進めていくものです。

（４）整備の目的

具体的な整備にあたっては、道路構造物と古墳を含む周辺までを一体的な空間として設計し、質の高い整備を行うことで、沼津市の南北都市軸を強化するとともに、特色ある歴史資源と一体的に景観の形成を図る必要があります。

また、古墳説明板などのガイダンス施設や駐車場を整備することで、訪れる方に高尾山古墳についての理解を深めてもらうとともに、地域住民にも利用しやすい環境の創出など、高尾山古墳を拠点とした整備・活用を進めていくこととしています。

以上から、本設計競技では、（都）沼津南一色線の整備を進めるにあたり、道路構造物と古墳を含む周辺までを一体的な空間とし、構造面及び施工面においても実現性の高い、優れた橋梁やトンネル等の道路の設計提案を求めます。

（５）街路事業の進捗状況

ア　事業の経緯

・昭和 36 年度に都市計画決定（県決定）
・平成８年度に事業認可、街路事業に着手
・平成 17 年度に工事着手、東海道新幹線を横断する区間の工事は概ね完了
・平成 31 年３月時点における事業の進捗状況は、概ね用地取得は完了、また、東海道新幹線以東の未整備区間において、現在、工事を実施中
・事業完了予定は令和 10 年頃（目標）

イ　関連市道の整備状況

・（都）沼津南一色線の整備にあわせて、市道 1672 号線の整備を進めており、既に用地取得が概ね完了しております。
・（都）沼津南一色線の供用開始までには整備を完了する予定です。

（６）高尾山古墳の重要性について

高尾山古墳は（都）沼津南一色線道路改良事業に伴う発掘調査が行われ、市内唯一の前方後方墳であることが明らかとなっています。

また、古墳時代初期の西暦 230 年頃に築造され、250 年頃に被葬者が埋葬されたもので、全長約 62m を測ります。これは東日本においては長野県松本市にある弘法山古墳（国指定史跡）と並ぶ、最古級かつ最大級の前方後方墳であり、さらに前方部に比べ後方部の高さが顕著であるという前期古墳の特徴を示しております。

なお「駿河」というと、多くの人は静岡市周辺をイメージするものでありますが、かつては沼津周辺に中心があり、駿河国から伊豆国が分国される西暦 680 年まで続いていました。

このことから高尾山古墳は当時のこの地域における最初の政治的統合を示す重要なモニュメントとして築造されたものであると考えられます。

日本における古墳時代初期の社会的背景について、改めて見直す契機となった考古学的価値の高い高尾山古墳の発見は、沼津市にとっても貴重な歴史的資源として認識しているものであり、地域資源の中核をなすものとしても次世代へ受け継いでいくべきものと考えます。

移転前の東熊堂穂見神社

高尾山古墳（発掘調査後）

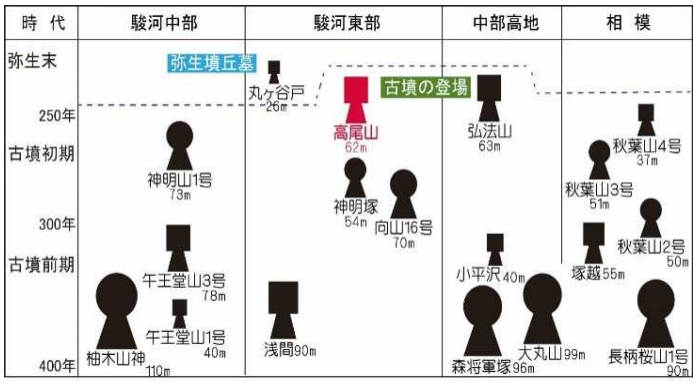

図３　駿河地域周辺における古墳時代初期の様相

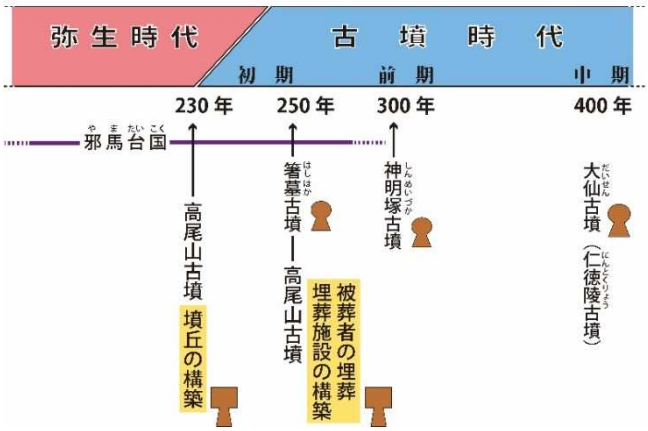

図４　弥生～古墳時代への移行と高尾山古墳の年代

2 設計競技の内容

（１）競技名称、主催者

名　称：都市計画道路沼津南一色線設計競技

主催者：沼津市　　※事務局：建設部 道路建設課、教育委員会事務局 文化振興課

（２）提案を求める内容

ア　橋梁やトンネル等の道路を整備するにあたり、以下のとおり提案を求めます。
（図５：青点線内）

① 橋梁・トンネル、道路附属物等の道路デザイン

イ　古墳の保存・利活用、隣接市有地、周辺道路を今後整備するにあたり、参考として以下のとおり提案を求めます。（図５：赤点線内）

①古墳の保存・利活用の考え方及び整備方法

②隣接市有地の利活用の考え方及び整備方法

③市道 1672 号線（東西道路）及び市道 1668 号線の交通機能や空間機能の考え方

（３）提案対象範囲

ア　提案対象範囲の設定の考え方

（都）沼津南一色線の道路整備は、次頁図５の青点線内の範囲を行うものです。

また、提案対象範囲としては、接続する市道 1672 号線、（主）三島富士線との影響範囲までを含みます。

イ　参考として提案を求める範囲の設定の考え方

・高尾山古墳は考古学上重要な遺跡であり国史跡指定を目指すことから、原位置での保存・利活用について参考に提案を求めます。

なお、国史跡の指定については、今後、道路設計を実施し、進捗を確認しながら具申手続きを行う予定です。

また、古墳の利活用に併せて地域住民に対しても有用な市有地整備についても参考に提案を求めます。

・青点線内の整備が完成する際には、赤点線内の市道 1672 号線や市道 1668 号線の道路改良が完成することを想定していることから参考に提案を求めます。

・緑点線内の国道１号交差点の交差点改良も完成することを想定しており、今後、関係機関との協議が必要となるため評価の対象外ではありますが、提案内容に含めることは妨げません。

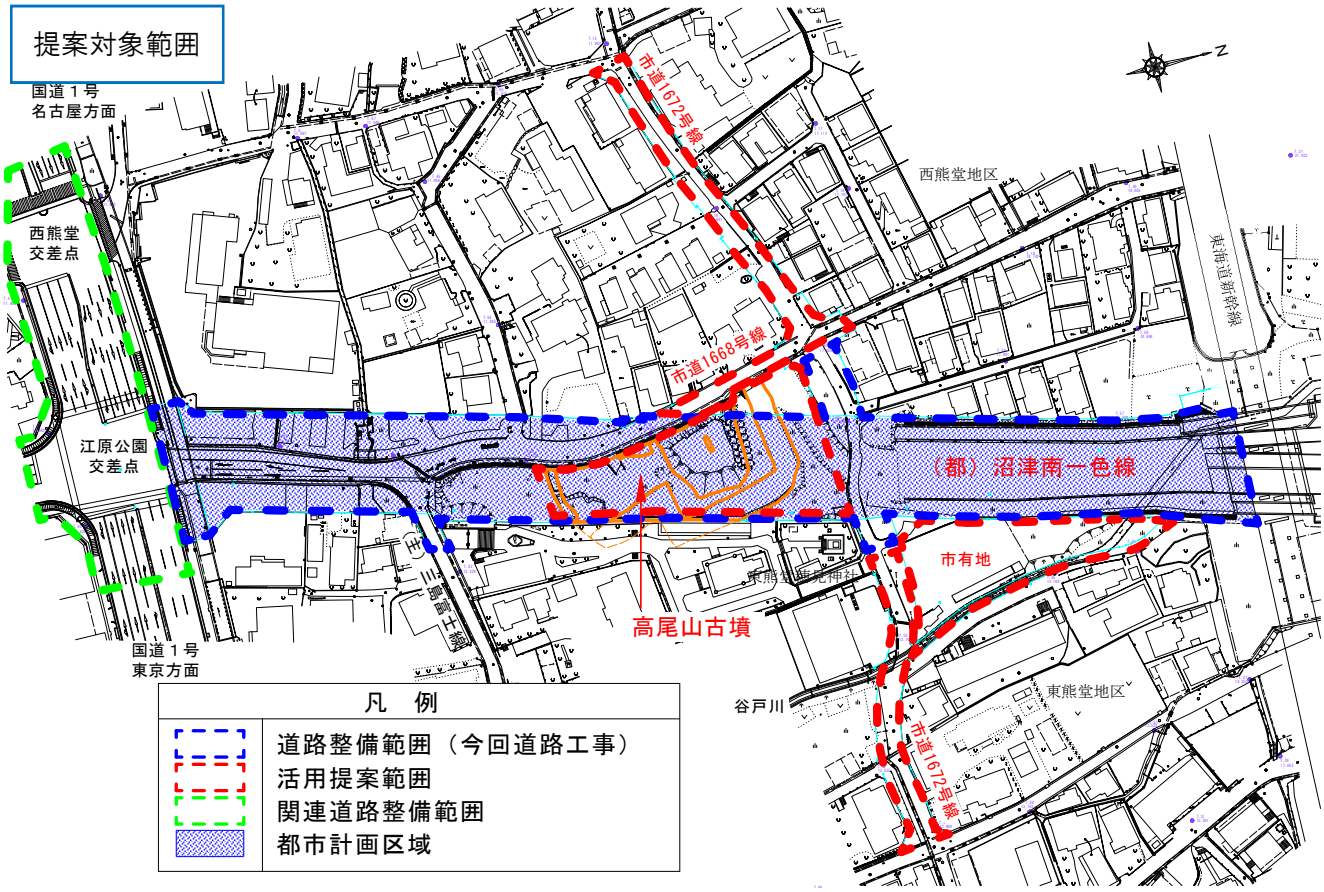

図５：提案対象範囲図

（４）対象範囲の現状

・対象範囲内には、高尾山古墳が存置され、東側隣接地には東熊堂穂見神社があり、両側の地区には低層な住宅地が広がっています。

・高尾山古墳の北側と西側には市道が通っており、北側の市道 1672 号線は東熊堂地区と西熊堂地区をつなぐ重要な東西道路として利用されています。

なお、市道 1672 号線は、幅員７ｍの道路整備を予定しており、既に用地取得は完了しています。

・対象箇所北側にある東海道新幹線部は、（都）沼津南一色線が通過できるように橋脚が配置されており道路整備は完了しています。

・国道１号江原公園交差点の北側で（主）三島富士線と接続しており、江原公園交差点を介して車両が流出入しています。

・年に１度、２日間連続で開催される東熊堂穂見神社で行われる祭典時には、江原公園交差点から東熊堂穂見神社までの区間の現道を車両通行止めにし、露店が立ち並んでいます。

なお、都市計画道路整備後も祭典は継続されます。

・高尾山古墳の墳丘部からの眺望として、富士山をはじめ、各方面の山々が望めます。

3 設計競技の仕組み

（１）実施方法

ア　設計競技は設計競技実施委員会において、一次評価（書類選考）及び二次評価（公開プレゼンテーション）の２段階評価で実施します。

但し、一次評価通過者は５者以内とします。

イ　最優秀提案を提案した者を（都）沼津南一色線道路測量設計業務の契約交渉相手方とします。

また、本業務の受注者には、業務を通じて特段の問題がないと判断され、予算が確定された場合は、施工時のデザイン監理業務を発注する予定です。

参考：道路測量設計業務委託の委託料上限額は 1 億 3,800 万円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

なお、前記金額は 10 月に予定されている消費税及び地方消費税の税率変更を反映しています。

業務内容について、「14　参考資料等（７）（都）沼津南一色線道路測量設計業務委託（仮称）委託費内訳表」を参照してください。

契約年月　令和２年３月

契約期間　令和２年４月から令和４年３月（予定）

ウ　今後、古墳の保存・利活用、隣接市有地などに関する検討業務を発注する際に契約交渉相手方とする場合もあります。

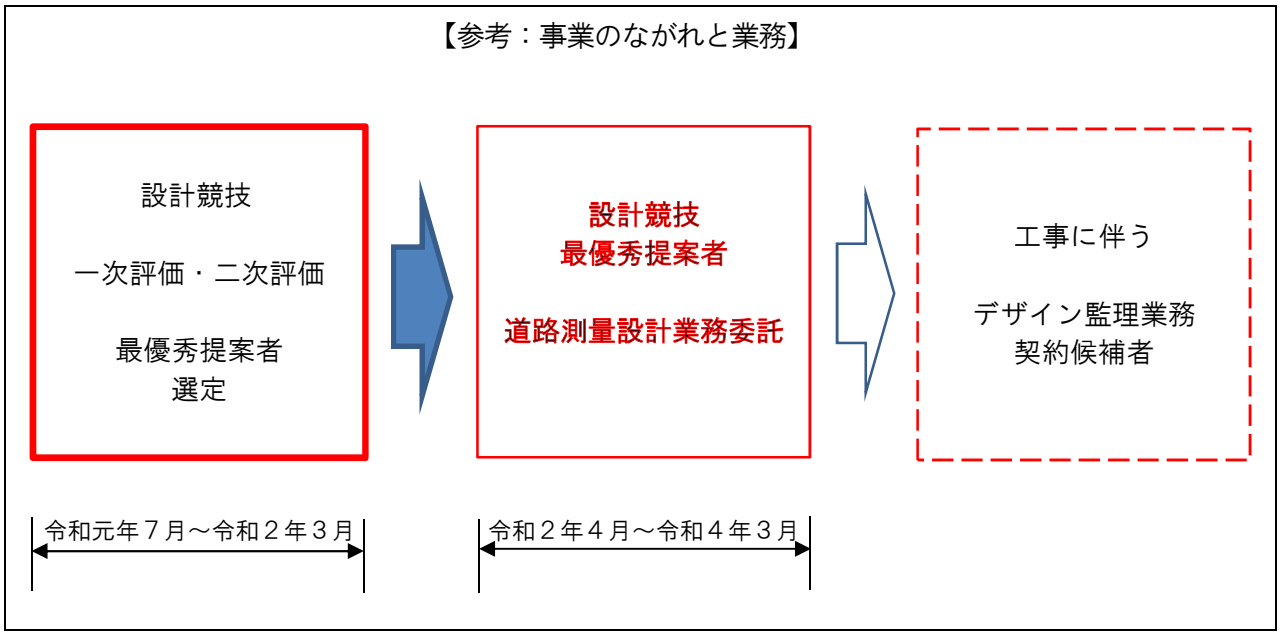

図６：事業、業務フロー図

（２）賞賜金等

賞賜金は以下のとおりとします。

二次評価における最優秀者に対し 100 万円、次点者に対し 50 万円、入選者に対し 30 万円（３作品以内）を授与します。

提案に要した資料作成費、郵送料など一切の経費については、応募者の負担とします。

（３）一次評価及び二次評価において求めるもの

「『５　設計にあたって前提とする事項』、『６　提案に含むべき事項』及び『７　提出内容・提出書類等』」で求められている事項について明記してください。

ア　一次評価

①デザインコンセプト（設計趣旨）及びマスタープラン（基本的な考え方）

②道路デザインに関すること

道路空間

橋梁デザイン

トンネルデザイン

③古墳・隣接市有地に関すること

古墳の保存・復元

利活用

イ　二次評価

①全体のマスタープラン

②橋梁・トンネル・古墳などのイメージ図

③各種構造物の一般図

④道路構造物などの安全性、信頼性などを評価するもの

⑤古墳・隣接市有地に関すること

古墳の保存・復元

利活用

⑥実現可能性に関すること（道路構造物・附属物）

施工方法

維持管理

概算工事費

二次評価時には、これら提案内容についてプレゼンテーションを実施してください。

また、二次評価時に、コンセプトや構造物の形式を一次評価時と比較して変更することは基本的に認めません。

4 応募条件

（１）応募資格

本設計競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしてください。

ア　応募者は日本国の商法などによって法人登記がされており、かつ事業所（本社または営業所等）を日本国内に有していることとします。

イ　単独での応募者または共同で応募する代表者は、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）に基づく登録を受けている者であること。

ウ　沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成４年７月１日施行）の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこととします。

エ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこととします。

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこととします。

カ　沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこととします。

キ　２つ以上の事業者が共同企業体を結成して応募する場合は、共同企業体として上記ア～カの条件を満たし、かつ以下の要件を満たしてください。

① 構成員は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこととします。
　なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすることとします。

② 応募予定登録以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めません。

③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出してください。

④ 参加申請時に共同企業体の協定書の写しを併せて提出してください。
　なお、協定書には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載してください。

⑤ 各構成員は、複数の共同企業体の構成員となることは出来ません。

（２）技術者の配置

本設計競技の主な対象は土木構造物であることから、「業務委託共通仕様書（令和元年７月）静岡県交通基盤部」に基づき、技術者を配置してください。

技術者は、技術士として下記の該当分野の資格を有する者をそれぞれ必ず１名以上を配置してください。共同企業体の構成員も同様とします（同一人物が複数の分野を兼ねることは可能。）。

なお、共同企業体の場合、管理技術者は代表企業に属する者としてください。

・「建設部門 - 道路」
・「建設部門 - 鋼構造及びコンクリート」
・「建設部門 - トンネル」

管理技術者、照査技術者は上記の資格のいずれかを有する必要があります。照査技術者は、管理技術者、担当技術者等と兼ねることを禁じます。

「業務委託共通仕様書　（令和元年７月）静岡県交通基盤部」
http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-140/d-kyoutuusiyousho.html

また、「3　設計競技の仕組み（１）実施方法」に示したとおり、設計競技から道路測量設計業務、施工時におけるデザイン監理業務に至るまで、デザイン面に関する一貫した監理を行うため、「デザイン監理者」を配置してください（照査技術者以外との兼務は可能です。）。

デザイン監理者は、参加表明時からデザイン監理業務まで、構成員の中から同一の者を配置してください。

書類の提出後において、原則として提出書類に記載された内容の変更を認めません。

また、提出書類に記載した実施体制（技術者の配置）は、原則として変更できません。

ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により技術者の変更を行う場合には、発注者の承諾を得るものとします。

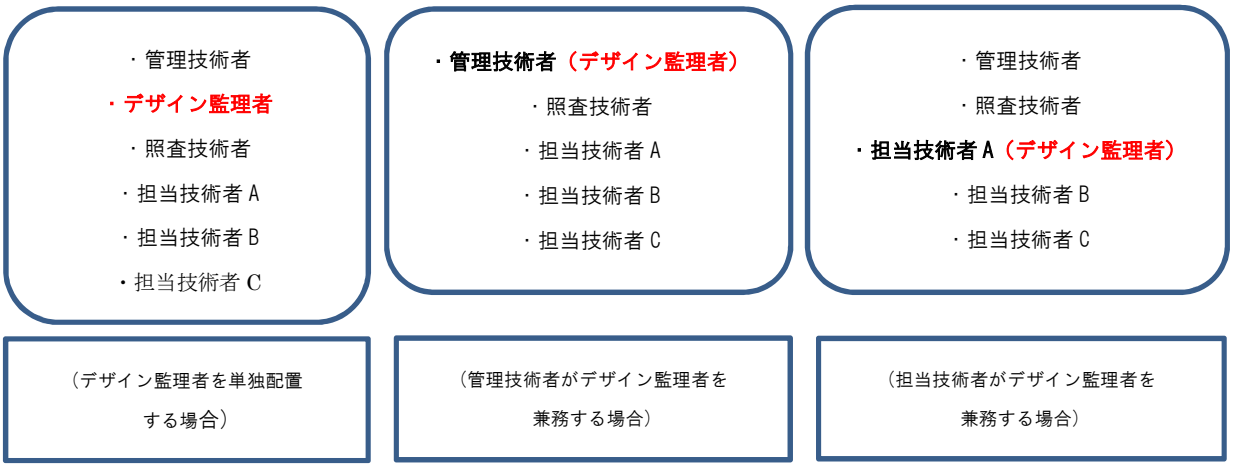

図７：デザイン監理者配置イメージ図

■単独または共同による応募者が他者に協力を得る場合の留意点

協力者を参加させる場合は、参考として、技術者の配置体制に協力者を明示してください。なお、最優秀提案者と業務委託契約を行い、今後、協力者が継続して本業務に携わる場合は、再委託承認願を提出し、発注者の承諾を受けてください。

協力者は複数に参加することは可能とします。

ただし、共同企業体の構成員となった場合、他社への協力は禁じます。

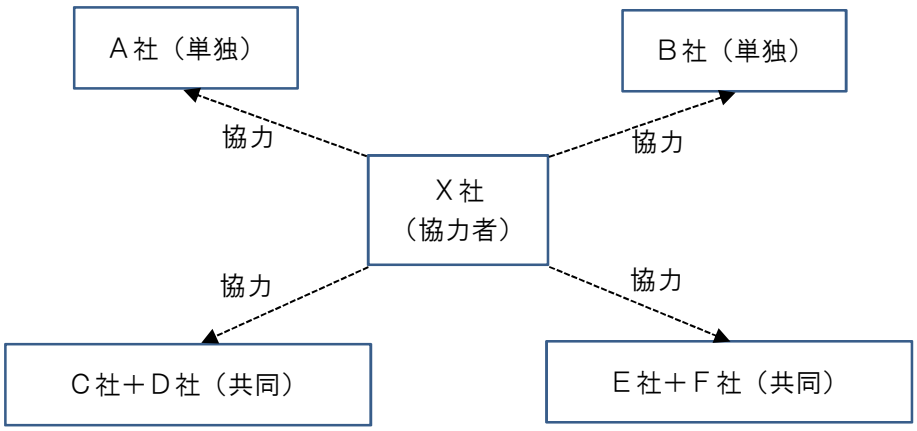

図８：協力者の参加イメージ図

5 設計にあたって前提とする事項(設計条件)

以下の条件及び配慮事項を踏まえて検討し、提案に反映してください。

また、「都市計画道路沼津南一色線道路設計等に関する基本計画書」及び基本計画検討委員会資料を参照してください。

「都市計画道路沼津南一色線道路設計等に関する基本計画書」等
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/takaosan/jyoukyou.htm

【工事価格条件】

・概算工事費の上限は 40 億円（消費税及び地方消費税を含む）とします。
なお、10 月に予定されている消費税及び地方消費税の税率変更を考慮してください。

・概算工事費は「２設計競技の内容（３）提案対象範囲」に示したとおり、９頁図５の青点線内に整備する橋梁・トンネル・道路附属物等に係る費用とします。

【関係法令等の遵守】

・道路法、都市計画法、景観法、環境基本法、文化財保護法、バリアフリー新法、道路法施行令、道路の修繕に関する法律、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律、自転車道の整備等に関する法律、道路構造令、道路橋示方書、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、沼津市道の構造の技術的基準等を定める条例、沼津市景観計画、その他関係する法令・基準等を遵守してください。

【提案対象物の前提条件】

（１）古墳の保存

・高尾山古墳の保存にあたっては、発掘調査の結果に基づく必要があり、現状を維持したまま復元整備を行うことを基本とするものです。

ア　保存

・古墳を現位置に保存し、国史跡指定を目指すものであることから、古墳区域内は道路整備にあたり現状変更をしないことを基本とします。

・古墳の重要性を鑑み構造物の設置等については、古墳区域内の墳丘部を避けることを基本とします。

・やむを得ず古墳区域内に毀損が生じる場合は最小限に抑え、埋蔵文化財発掘調査の実施等、文化財保護法に係る措置に従うものとします。

イ　復元

・残存する墳丘部は築造時の状態への復元を基本とします。

・墳丘西側の欠損部分を含め、墳丘全体がわかるよう可能な限り復元します。

ウ　利活用

・古墳見学者等の立入可能範囲は、後方部上も含んだ古墳整備保護範囲の全域（橋梁重複部は橋梁下部）とします。

・周辺の歩道などから古墳整備保護範囲へのアクセスポイントを確保します。

・橋梁部は橋梁下部へ見学者が進入できる適切な空間を確保します。

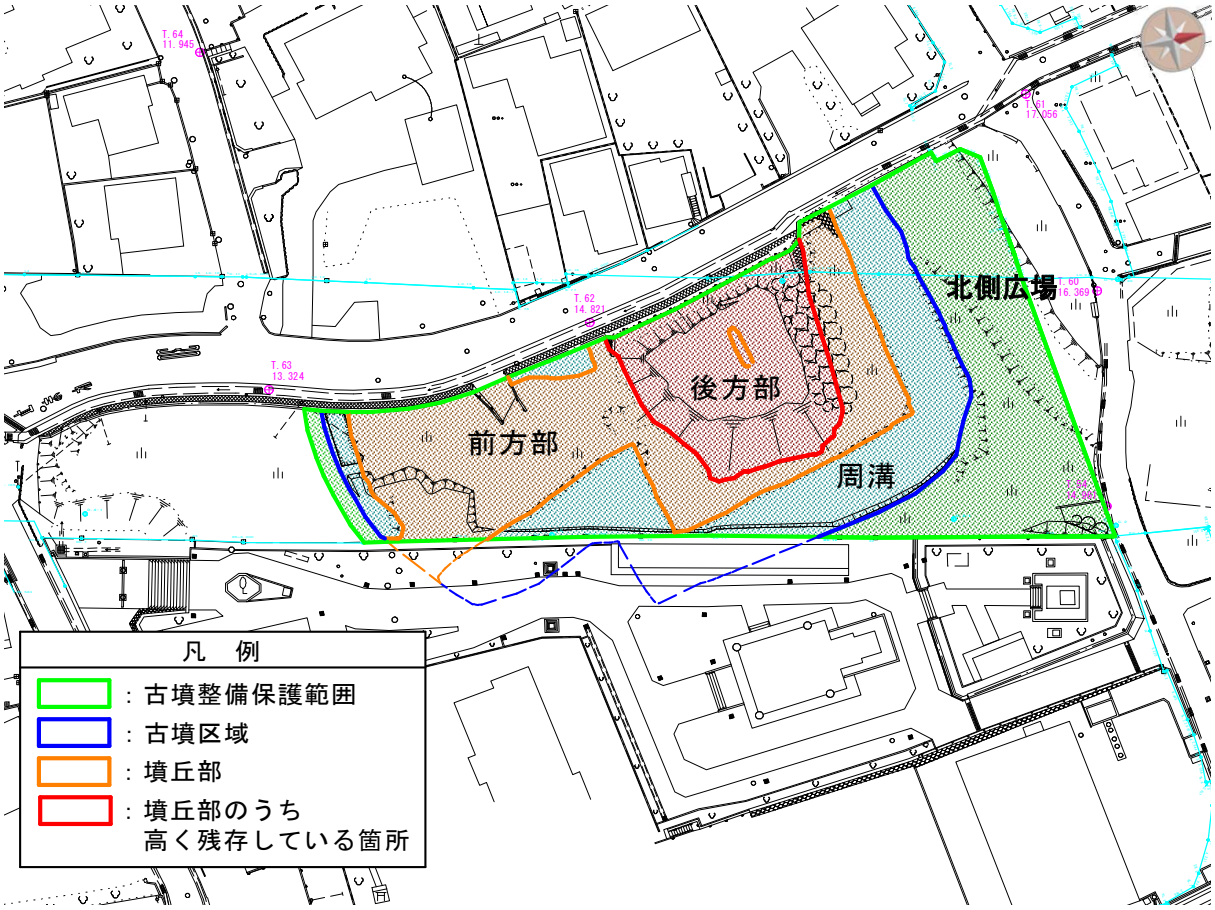

図 9：古墳整備区域図

（２）道路機能

ア　道路（(都）沼津南一色線）

・種級区分：第４種第１級
・設計速度：60 ㎞/h
・車線数：４車線
・幅員：25.0m(標準)、30.0m(国道１号交差部)
・最小曲線半径：R=120m（特例値）
・最急縦断勾配：i=7.0%（特例値）
・計画交通量：約 25,800 台／日（大型車交通量の同時載荷等補正係数は 1.0 とします。）

イ　橋梁

・設計速度：50 ㎞/h を下限とします。
・車線数：２車線
・車道幅員：3.25m（車道）
・最急縦断勾配：i=8.0%を上限とします。（特例値）
・橋梁形式の選定は自由とするが、古墳の現状保存に配慮してください。やむを得なく古墳を毀損する場合、最小限に抑えるように配慮してください。
・応力計算（断面力・主要部材断面力・たわみ）などは、道路橋示方書・同解説など関係する法令・基準に準拠してください。

ウ　トンネル

・設計速度：60 ㎞/h

・車線数：２車線

・車道幅員：3.25m

・最急縦断勾配：i=7.0%を上限とします。（特例値）

・建築限界：H=4.5m以上

・トンネル工法の選定は自由とするが、古墳の現状保存に配慮してください。やむを得なく古墳を毀損する場合、最小限に抑えるように配慮してください。

・トンネルの土被りは、古墳北側の周溝部東側の底部（TP=15.55m）から 0.5m以上確保することとします。

・トンネルの西側の沿道利用として必要となる側道（市道 1668 号線）の幅員構成：車道４ｍ（路肩幅員を含む)、歩道２ｍとします。

エ　走行性・安全性等

・（都）沼津南一色線や周辺道路において、自動車交通の快適性、安全性を確保するとともに、自転車・歩行者等の安全を確保してください。

・祭典時の歩道と車道の利用については、露店配置スペースや参道として一体的に活用できるような道路の形態や機能としてください。

・各構造物（道路・トンネル・橋梁など）について、道路利用者や地域住民、児童、古墳見学者等の安全性を確保してください。

オ　交差点部

①　国道１号江原公園交差点（交差方式は平面交差とする。）

・国道１号江原公園交差点の横断歩道橋は、（都）沼津南一色線の整備に合わせ現況の横断歩道橋（コの字)を撤去し、横断歩道橋（ロの字）を新たに架け替えが予定されています。

なお、将来、架け替えが予定されている横断歩道橋や国道１号江原公園交差点、西熊堂交差点についても、交差点改良を予定しており、国土交通省等と協議が必要となります。

（江原公園交差点の横断歩道橋、交差点改良については、提案しても良いが評価の対象には含めません。）

②　市道 1672 号線交差点（交差方式は南進方面のみ平面交差とする。）

・南進方向の２車線は、市道 1672 号線と平面交差するが、北進方向の２車線は、古墳の下をトンネルで通過し、東海道新幹線手前で平面交差する構造となるため、市道 1672 号線とは平面交差しません。

カ　環境影響

・騒音対策の必要性を検証するために実施した環境影響調査では、道路完成後の環境予測の結果において、密粒度アスファルト舗装時に道路交通騒音が環境基準値を超えることが想定されたため、騒音低減の対策を必要としています。

キ　道路排水

・（都）沼津南一色線の整備に伴う道路排水は、近接している谷戸川又は松沢川に放流します。

※設計時には、流下能力を確認し道路整備に伴う雨水流出量の貯留、分流又は河川断面の改善など排水計画の検討を行うものとします。

（３）隣接市有地

ア　駐車台数

・駐車場は５台程度を予定しています。

イ　休憩スペース

・地域住民の憩いの場として、人が集まり交流の輪を広げる拠点づくりや、様々な活動（社会科見学や地域活動など）が行えるようなオープンスペースの整備を予定しています。

ウ　その他

・河川改修の整備を予定しています。

（４）関連する計画・事業等

ア　景観計画

・本計画地は、沼津市景観計画（H27. ４月改定）に定められた景観計画区域（市域全体）に該当するため、景観に関する要件は「沼津市景観計画」を満たすものとします。

イ　自転車・歩行者ネットワーク

・本路線は、沼津市自転車ネットワーク計画に位置付けされており、自転車道として整備する路線です。

・国道１号から市道 1672 号線の区間は、橋梁とトンネルにより整備される区間であり, 歩道の整備を予定していないため、自転車道の確保が出来ません。

このため、この区間においては、側道及び周辺の地域内道路に迂回することとなります。迂回する路線は、車道混在等の整備により自転車走行空間を確保します。

・市道 1672 号線から東海道新幹線の区間は、自転車道の整備を行うこととします。

ウ　無電柱化推進計画

・（都）沼津南一色線の道路区域内は、無電柱化推進計画に位置付けされている路線です。

このため、防災性の向上、安全性、快適性の確保を行い、良好な景観形成を図るものとします。

エ　東熊堂穂見神社の祭典について

・地域の風物詩として住民に親しまれている東熊堂穂見神社の祭典は、毎年 11 月に２日間、国道１号江原公園交差点から（主）三島富士線までの２車線道路を全面通行止めの交通規制をかけ、道路の両側に露店を配置し盛大に実施されています。

・道路整備完了後、地元の東熊堂自治会は、東熊堂側（南進方向）の歩道と車道の一部を利用し、交通規制を行い、参拝者用の通路及び露店スペースを確保し祭典を実施する予定です。

6 提案に含むべき事項(要求事項)

以下の事項を含めて提案してください。
また、都市計画道路沼津南一色線道路設計等に関する基本計画書等を参照してください。

（1）デザインコンセプト（設計趣旨）及びマスタープラン（基本的な考え方）
・事業の目的や設計条件等を踏まえ提案してください。
・基本理念である「南北都市軸の強化とともに、歴史を重んじ、地域のつながりを大切にする“みちづくり”」を踏まえ提案してください。
・古墳を中心とした道路空間の創出について提案してください。
・住宅を中心とする近隣地区との調和について提案してください。

（2）道路構造物に関すること
・古墳の利活用を踏まえ、安全かつ円滑な走行を確保できる幹線道路の計画を提案してください。
・接続する道路（市道 1672 号線、市道 1668 号線）を含め古墳と調和する道路空間を提案してください。
・文化財としての価値を尊重した高尾山古墳を含む周辺までを一体的な空間として道路デザインを提案してください。
・実現性のある構造の考え方を提案し、構造計算結果を示してください。
・道路構造物について、見学者に対する安全対策を提案してください。（古墳側での提案も可とする）

（3）古墳・隣接市有地に関すること
（3-1）古墳の保存・復元
・市内唯一の前方後方墳としての重要性を鑑み、見学者が古墳の全体像をイメージできる保存・復元方法を提案してください。
・西側既存擁壁の改修を含め、墳丘全体（欠損部含む）の復元形状について示してください。

（3-2）利活用
・古墳整備保護範囲には見学者を含み不特定多数の出入りがあることを踏まえ、北側広場、後方部、前方部、周溝をつなぐ、安全に配慮された動線について提案してください。
・橋梁下の空間利用について提案してください。
・橋梁下と神社敷地の接続について提案してください。
・古墳整備保護範囲内及び隣接市有地において、発掘調査成果を反映させた説明板等の配置について提案してください。
・駐車場（５台程度）と河川改修を含めた隣接市有地の活用方法を提案してください。

（4）実現可能性に関すること（道路構造物・附属物）
（4-1）施工方法
・施工時の掘削や使用機械等により、古墳への影響を抑制する施工方法及び古墳に影響を与える場合の保護方法などを提案してください。
・住民生活や道路利用者等の通行への影響を最小限とするための施工方法を提案してください。

（4-2）維持管理
・点検、補修等の維持管理が確実かつ容易にできる構造及び材料を提案してください。
・点検、補修等のメンテナンス方法を提案してください。

（4－3）概算工事費

・工種別に算定してください。

（橋梁とトンネルについては、施工延長×１ｍ当たりの単価＝工事費としてそれぞれ算出してください。）

古墳整備範囲と提案活用範囲

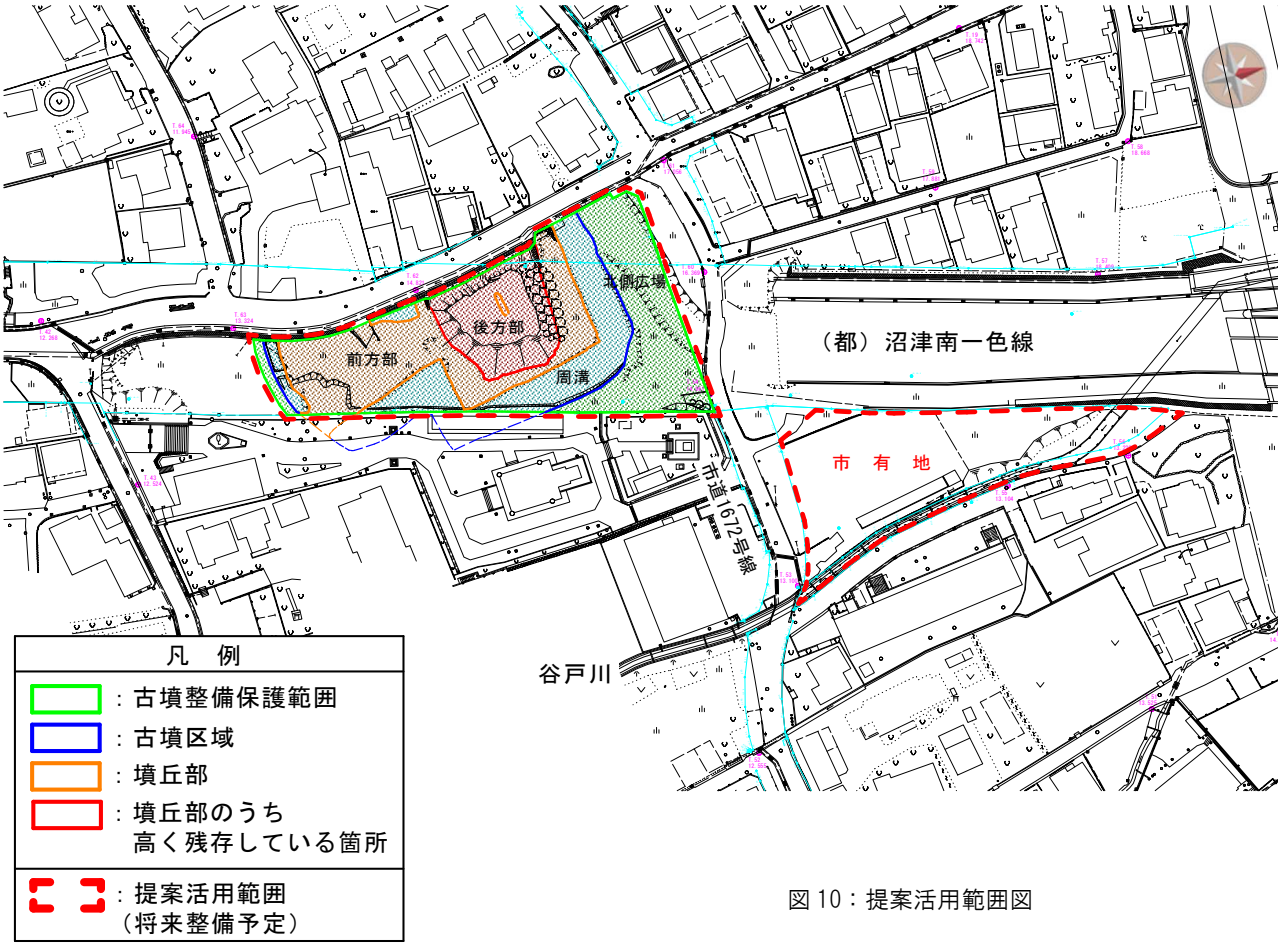

図 10：提案活用範囲図

7 提案内容･提出書類等

（１）提出物等

ア　応募提案は未発表かつ自作のものに限り、１応募者につき１つとしてください。

イ　参加（提案）に伴う提出物は返却しません。

ウ　応募資格を確認するために証明書等の提出を求める場合があります。

（２）一次評価

ア　一次提案書

「『３　設計競技の仕組み（３）一次評価及び二次評価において求めるもの』、『５　設計にあたって前提とする事項』及び『６　提案に含むべき事項』」で求められる内容について、一次提案書（様式４）にＡ３サイズ（横向き、片面のみ使用）５枚以内で明記してください。

記載方法については、以下のとおりです。

求める項目	記載内容	枚数
デザインコンセプト及びマスタープラン	･「２　設計競技の内容（２）提案を求める内容」について、全体構想を表す考え方と平面図またはイメージパースを示してください。	１枚
道路デザインに関すること 【道路空間】 【橋梁デザイン】 【トンネルデザイン】	**【道路空間】** ･道路構造物（橋梁とトンネル）を含め沼津南一色線に係る道路整備範囲全体の考え方を、平面図またはイメージパースで示してください。 ･道路整備範囲とその周辺道路を合わせ、自転車･歩行者ネットワークも踏まえた交通機能と空間機能を示してください。 **【橋梁デザイン】** ･ドライバー、歩行者、古墳見学者からの見え方について、橋梁のイメージパースを示してください。 ･勾配、幅員、桁高、桁下空間高さ、橋種など橋梁デザインの説明を記載してください。 **【トンネルデザイン】** ･ドライバーが坑口へ進入する際の見え方について、トンネルのイメージパースを示してください。 ･勾配、幅員、内空高さ、工法などトンネルデザインの説明を記載してください。	３枚

古墳・隣接市有地に関すること	**【古墳の保存・復元】** ・道路整備に伴って毀損が生じる箇所を平面図に示してください。 ・復元後の後方部上面から前方部側を見た時のイメージパースを示してください。 ・古墳北側広場から古墳（後方部）側を見た時の道路構造物（橋梁部）を含めたイメージパースを示してください。 **【利活用】** ・古墳整備保護範囲内の動線を平面図に示してください。 ・周辺と古墳整備保護範囲とをつなぐ出入口を平面図に示してください。 ・橋梁下の空間利用について断面図またはイメージパースで示してください。 ・隣接市有地の利活用を平面図またはイメージパースで示してください。	1枚

（３）二次評価

ア　二次提案書

「『３　設計競技の仕組み（３）一次評価及び二次評価において求めるもの』、『５　設計にあたって前提とする事項』及び『６　提案に含むべき事項』」で求められる項目について、二次提案書（様式５）にＡ３サイズ（横向き、片面のみ使用）10 枚以内で明記してください。

記載方法については、以下のとおりです。

求める項目	記載内容	枚数
全体のマスタープラン	・道路や古墳及び古墳北東部の隣接市有地の整備に伴い、各要素の具体的なデザインを含めた全体図を示してください。	１枚
橋梁・トンネル・古墳などのイメージ図	・橋梁の形状、トンネルの両坑口、古墳との関係性がわかるイメージパースを記載してください。 ・橋梁やトンネル及び古墳を整備する具体的な形状、色彩、質感、素材などをイメージパースに示してください。	３枚以内
各種構造物の一般図	・橋梁及びトンネルの平面図、縦断図、断面図、側面図などを示してください。（縮尺は問いません） ・道路附属物は配置・形状、概ねの寸法が具体的に判るよう平面図に記載してください。 ・祭典時は南進車線の歩道と車道の一部を利用するため道路の構造及び利用方法について示してください。	６枚以内
道路構造物などの安全性、信頼性などを評価するもの	・橋梁やトンネルの構造について、安全性、信頼性を満たしていることを示してください。 ・主要断面図、材料仕様など構造の考え方や妥当性について示してください。	

古墳・隣接市有地に 関すること	**【古墳の保存・復元】** ・橋梁、トンネルを含んだ古墳の復元平面を示してください。 ・毀損個所について、縦横断面等を示してください。 ・墳丘全体（欠損部含む）の復元形状について、縦横断面等を示してください。 **【利活用】** ・古墳保護整備範囲内および隣接市有地の機能的な利活用について、一次提案をもとに平面図またはイメージパースを用いて示してください。 ・周辺道路から古墳保護整備範囲内への誘導看板や誘導表示の配置を平面に示してください。 ・治安・防犯対策として、街路灯や防犯灯の配置を平面に示してください。	
実現可能性に 関すること （道路構造物・附属物）	**【施工方法】** ・古墳の毀損抑制や、古墳を保護するための施工方法を示してください。 ・地域の環境に配慮された工法を示してください。 **【維持管理】** ・今後の維持管理について、確実かつ容易に対応することが可能な部材等を示してください。 ・点検、補修などのメンテナンス方法を示してください。 **【概算工事費】** ※概算工事費については、別途資料にて算出してください。（様式６）	

来場者の閲覧用として、コンセプトやイメージ図等を公開プレゼンテーション会場に掲示します。

そのため、閲覧用としてＡ０サイズ、（Ａ１横、片面２枚 上下に掲示 ）スチレンボード（市販品７㎜程度）に貼り付けて、提出をしてください。

なお、閲覧用のパネルについては、評価の対象としません。

（４）留意事項

・図面には寸法を記入してください。

・その他、必要と思われるものは適宜、追加をしてください。

・提出書類には、提案者が特定できる記述（氏名、会社名、記号等）を入れないでください。

・二次評価では、ＣＧ等を使用してプレゼンテーションを行うことは可能です。

その場合は、提出された提案書から逸脱しないものとしてください。

また、模型を持参することも可能です。

8 設計競技スケジュール

スケジュールは以下のとおりです。

設計競技スケジュール

内　　容	実　施　期　間
募集要項等の公表	令和元年　７月 24 日（水）
設計競技説明会参加申込書の提出期限	〃　　８月　５日（月）まで
設計競技（募集要項）説明会	〃　　８月　７日（水）
募集要項に関する質問書の受付期限	〃　　８月　９日（金）まで
質問に対する回答　（市ＨＰで随時回答予定）	〃　　８月 中旬
応募予定登録書の提出期限	〃　　８月 21 日（水）まで
参加表明兼誓約書・一次提案書受付期限	〃　　10 月　７日（月）まで
一次評価委員会　（非公開：書類選考）	〃　　10 月 20 日（日）
一次評価結果の通知	〃　　一次評価委員会終了後
二次提案書受付期限	令和２年　１月 31 日（金）
二次評価委員会　（公開プレゼンテーション）	〃　　２月　８日（土）
最優秀提案者の決定・発表	〃　　３月 上旬
道路測量設計業務委託の契約締結	〃　　３月

※応募予定登録について、設計競技（募集要項）説明会参加の有無は必須ではありません。

■設計競技の流れ

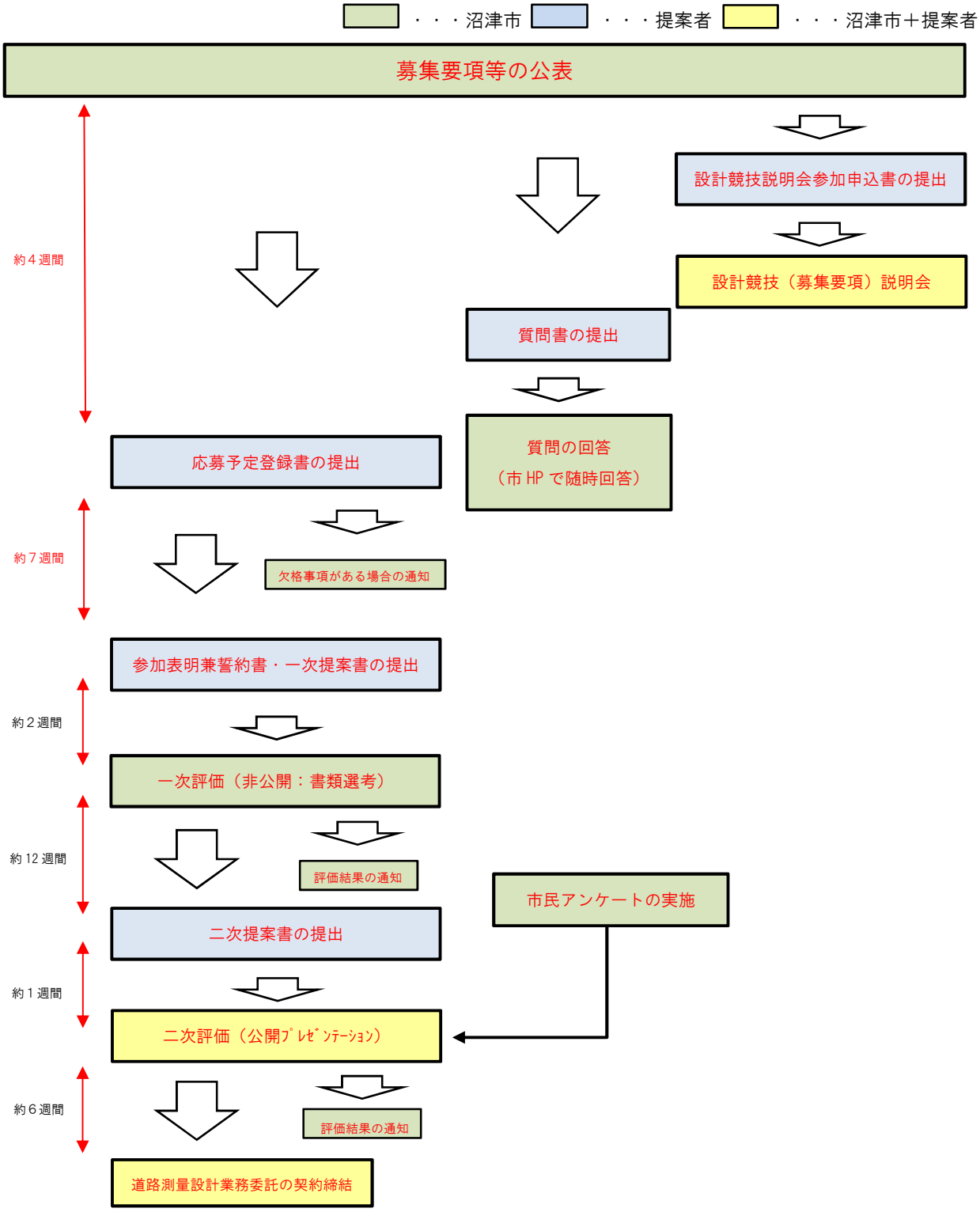

図 11：設計競技フロー図

９ 応募方法等

（１） 設計競技（募集要項）説明会

ア　日　時

令和元年８月７日（水）午後２時から

イ　場　所

沼津市水道部３階会議室（沼津市御幸町２-20）

ウ　申込期限及び申込方法

令和元年８月５日（月）午後５時まで

設計競技（募集要項）説明会参加申込書（様式１）を電子データ（エクセル形式）にて、下記のメールアドレスまで送付してください。

E-mail:douro@city.numazu.lg.jp

エ　現地確認

令和元年８月７日（水）午前 10 時から正午まで古墳整備保護範囲、市道 1672 号線より北側の道路整備範囲及び隣接市有地を開放します。

確認にあたっては、担当職員の指示に従ってください。

車でお越しの場合は、古墳北東側の隣接市有地に停めてください。

ただし、現地での説明は行いません。

（２） 応募予定登録

ア　提出期限

令和元年８月 21 日（水）午後５時まで

イ　提出方法

「９　応募方法等（５）提出先」に、郵送又は持参してください。

郵送する場合には、提出期限までの必着とします。

持参する場合は、事前連絡の上、上記期間内の平日午前９時から午後５時（正午から午後１時を除く）に提出してください。

① 提出物

単独法人企業の場合・・	様式２－１－１	「応募予定登録書」	１部
共同企業体の場合・・・	様式２－１－２	「応募予定登録書」	１部
	様式２－２	「共同企業体構成員応募予定登録書」	１部

② その他

図面等の電子データが必要な場合は、図面等電子データ借用申請兼誓約書（様式２－３）の提出により、応募予定登録書記載の応募者（担当者）に対して電子データを提供いたします。

なお、図面等電子データの提供には 600ＭＢ以上の電子媒体（CD-R、DVD-R、USB 等）が必要となるので持参してください。

また、郵送を希望する方は返信用封筒、切手、電子媒体を「９　応募方法等（５）提出先」まで送付してください。

応募予定登録書を提出した者のみが、参加表明兼誓約書・一次提案書を提出することができます。

提出書類には、代表者印の押印が必要となります。

（３） 参加表明兼誓約書・一次提案書の受付

ア　提出期限

令和元年10月７日（月）午後５時まで

イ　提出方法

「９　応募方法等（５）提出先」に、郵送又は持参してください。

郵送する場合には、提出期限までの必着とします。

持参する場合は、事前連絡の上、上記提出期限までの平日午前９時から午後５時（正午から午後１時を除く）に提出してください。

①　提出物

（参加表明兼誓約書）

単独法人企業の場合・・様式３－１－１		「参加表明兼誓約書」	１部
共同企業体の場合・・・様式３－１－２		「参加表明兼誓約書」	１部
	様式３－２	「共同企業体構成員参加表明兼誓約書」	１部
	任意様式	「共同企業者協定書の写し」	１部
	任意様式	「代表者への代表権委任状」	１部

（応募資格要件）　各１部

（ア）応募資格

任意様式　「コンサルタント登録通知、ＴＥＣＲＩＳ登録番号資格証明書等」

（イ）会社概要

任意様式　（パンフレット等でも可）

（ウ）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書・・・様式３－４

（エ）財務諸表

任意様式　（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

（オ）納税証明書

任意様式

（一次提案書の提出日から３か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出）

①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
②沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
※法人登記している事業者は「その３」又は「その３の３」を提出
※個人事業者の場合は「その３」又は「その３の２」を提出

ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、ウ）エ）オ）は不要。

（技術者の配置及び資格）

様式３－５	「業務実績及び技術者の配置体制」	１部
様式３－６	「技術者・デザイン監理者の受賞歴等」	１部

（一次提案書）※模型の提出は不可とする。

様式４	「一次提案書」Ａ３出力したもの	10 部
	「一次提案書」PDF（CD-R）	１枚

② その他

応募予定登録書（様式２－１－１、２）と参加表明兼誓約書（様式３－１－１、２）及び一次提案書（様式４）の提出者は同一である必要があります。

応募予定登録者が共同企業体で、構成員を変更する場合は、共同企業体構成員応募予定登録変更申請書（様式３－３）を参加表明兼誓約書に添付し令和２年１月 31 日までに提出してください。

※提出書類には、代表者印の押印が必要となります。

（４）二次提案書の受付

二次提案については、一次評価通過者へ別途ご案内します。

なお、設計競技実施委員会より追加資料の提出を求められる場合があります。

ア 提出期限

令和２年１月 31 日（金）午後５時まで

イ 提出方法

「９ 応募方法等（５）提出先」に、郵送又は持参してください。

郵送する場合には、提出期限までの必着とします。

持参する場合は、事前連絡の上、上記提出期限までの平日午前９時から午後５時（正午から午後１時を除く）に提出してください。

① 提出物

（二次提案書）※模型の提出も可とする。

様式５	「二次提案書」Ａ３出力したもの	10 部
	「二次提案書」PDF（CD-R）	１枚
	「二次提案書」会場内閲覧用パネル Ａ０（Ａ１横×２枚）	１式
	※スチレンボード（市販品７㎜程度）に貼り付けて提出	
様式６	「（都）沼津南一色線道路改良工事（仮称）工事費内訳表」Ａ３出力したもの（複数枚可）	10 部

（５）提出先

ア　住所

〒410-8601　静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号
沼津市役所　建設部　道路建設課
「都市計画道路沼津南一色線設計競技」　担当：宮地・杉山

イ　電話・FAX

TEL　055-934-4779（直通）　FAX　055-934-4782

（６）応募に必要な経費について

郵送料など応募に必要な経費は、応募者の負担とします。

（７）受付番号の発行について

応募予定登録書の提出をされた応募者に対して、受付番号を発行します。
一次提案書及び二次提案書の提出物に「受付番号〇〇」と必ず記載してください。
なお、提案者が特定できる記述（氏名、会社名、記号等）は入れないでください。

10 質問事項の取扱い

（１）受付方法

募集要項に関する質問書（様式２－４）に記載し、事務局宛へ下記のメールアドレスに送付してください。

口頭・電話等による質問は、一切受付を行いません。

質問者の個人的な意見や、主催者に対して提案内容への見解を求める質問については受付を行いません。

（２）質問提出先

E-mail:douro@city.numazu.lg.jp

郵送・FAXについては「９　応募方法等（５）提出先」を参照してください。

（３）質問受付期間

令和元年８月９日（金）午後５時まで（必着）

（４）質問の回答方法

受付けた質問の内容及び質問に対する回答は、令和元年８月中旬までに沼津市ホームページ上で随時公開します。

その際は、質問者を特定できない形で実施します。

（ 沼津市ホームページ（トップページ） ＞ 市政情報 ＞ 課ごとの業務一覧 ＞ 建設部道路建設課 ＞ 都市計画道路沼津南一色線の整備状況 ＞ 設計競技の質問回答 ）

11 評価及び発表

（１）応募条件

募集要項にある応募資格、技術者の配置や資格要件等を満たしているか確認します。

応募条件を満たさない者は失格とします。

（２） 評価方法

【一次評価】

提案された応募作品をもとに書類選考を行います。

設計競技実施委員会において、ふさわしい提案がないと判断した場合には、「一次評価通過に該当するものなし」とする場合があります。

【二次評価】

一次評価通過者（５者以内）による書類及びプレゼンテーション（質疑応答含む）にて評価を行います。

プレゼンテーションの詳細については、一次評価通過者に個別に連絡します。

なお、プレゼンテーションは公開で行い、発表者は管理技術者及びデザイン監理者を含め３名以内とします。

評価に係る会議は非公開とします。

設計競技実施委員会において、ふさわしい提案がないと判断した場合には、「最優秀作品に該当するものなし」とする場合があります。

最優秀提案者が辞退若しくは失格となった場合は、次点者を繰り上げます。

（３）評価基準

【一次評価】（書類選考）

評価項目	評価の視点	評価
■配置技術者に関する項目		
業務実施体制	・配置技術者の類似業務の実績について	A
	・デザイン監理者の受賞歴について	A
■提案内容に関する項目		
デザインコンセプト及びマスタープラン	・（都）沼津南一色線、古墳、隣接市有地や地域内道路などの様々な要素を持つ空間のデザインが、古墳の景観に配慮し近隣地区と調和がとれた全体構想となっているか。	AAA・AA・A
道路デザインの具現化	・橋梁とトンネル坑口などは、古墳を引き立て調和のとれたデザインとなっているか。 ・歩行者や自転車利用者が、（都）沼津南一色線や地域内道路あるいは隣接市有地を利用し、各要素が結ばれた合理的な動線かつ安全性が確保されているか。	AAA・AA・A
古墳・隣接市有地に関すること	【古墳の保存・復元】 ・道路構造物によってやむを得ず毀損する場合は最小限となっているか。 ・後方部上面や古墳北側広場からの見え方が墳丘形状を把握できるものとなっているか。 【利活用】 ・古墳保護整備範囲内における見学者の適切かつ安全な動線が示されているか。 ・地域住民にとって、古墳整備保護範囲内の動線が、幹線道路や地域内道路、神社敷地とを連結する歩行空間として活用できる計画になっているか。 ・橋梁下の空間利用について、見学者が周溝の形状を体感できるものになっているか ・隣接市有地が地域の憩いの場として活用できる提案となっているか。	AAA・AA・A

※評価は、評価項目を総合的に判断します。

【二次評価】（公開プレゼンテーション）

評価項目		評価の視点	評価
■提案内容に関する項目			
デザインに関すること	全体のマスタープラン	・（都）沼津南一色線、古墳、隣接市有地や地域内道路の整備について、地域特性に応じた利活用や地域住民や古墳見学者などに親しまれる空間となっているか。 ・沼津南一色線、関連道路、古墳及び隣接市有地の全体と住宅を中心とする近隣地区が調和しているか。	AAA・AA・A
	橋梁・トンネル・古墳などのイメージ図	・道路構造物のデザインは古墳の景観に配慮されているか。 ・道路附属物などのデザインや配置が古墳の景観に配慮されているか。 ・道路附属物の配置や形状及び色彩などが統一したデザインとなっているか。	
道路構造物に関すること	安全性	・道路構造物（橋梁、トンネル、道路附属物）について、道路利用者の安全性かつ円滑性を確保する道路標識及び路面標示が、古墳の眺望を阻害するものとなっていないか。 ・歩行者や自転車利用者の動線や空間配置などは、安全上問題はないか。 ・祭典時に、歩道と車道を一体的に利用する構造となっているか。また、その構造が日常での安全性を確保しているか。 ・橋梁またはトンネルへの進入及び転落防止対策が講じられているか。	AAA・AA・A
	信頼性	・道路構造物の構造計算は妥当であるか。 ・使用する材料などは、合理性の高いものを使用しているか。	
古墳・隣接市有地に関すること	保存・復元	・道路構造物によってやむを得ず毀損する場合は最小限となっているか。 ・墳丘全体（欠損部含む）の復元は最大限の復元形状となっているか。	AAA・AA・A
	利活用	・説明板などが、提案される見学者の動線にあわせ適切に配置されているか。 ・隣接市有地の活用方法が古墳の利活用のみならず、地域の魅力や生活の質の向上に資する提案となっているか。 ・歩行者動線は回遊性を踏まえ、かつ安全に配慮されているか。	
実現可能性に関すること（道路構造物・附属物）	施工方法に関すること	・古墳の毀損を最小限にし、古墳の保護に配慮された施工（掘削や仮設工等）となっているか。 ・地域の環境に配慮された工法選択となっているか。	AAA・AA・A
	維持管理に関すること	・使用部材や素材は適切か。 ・点検、補修などのメンテナンス対策が検討されているか。	AAA・AA・A

※評価は、評価項目を総合的に判断します。

（４）設計競技実施委員会

	氏　　名	役　　職　　等	備　　考
委員長	福井　恒明	法政大学デザイン工学部　教授	景観・土木構造物デザイン
副委員長	関　文夫	日本大学理工学部　教授	構　造
委員	亀井　暁子	静岡文化芸術大学デザイン学部　准教授	建　築
委員	高瀬　要一	（前）奈良文化財研究所　文化遺産部長	文化財・造園
委員	阿部　伸太	東京農業大学地域環境科学部　准教授	ランドスケープデザイン
アドバイザー	杉山　僖沃	東熊堂沼津南一色線対策委員会 委員長	地域住民
アドバイザー	近江　俊秀	文化庁文化財第二課　主任文化財調査官	文化財行政
アドバイザー	新井　久敏	土木学会建設マネジメント委員 （元）群馬県職員	公共デザイン調達

（５）評価結果の発表

ア　一次評価結果

評価後、速やかに応募者ごとに通知し、一次評価を通過した作品についてのみ、沼津市ホームページで公表いたします。

その際には、二次評価の影響を鑑み、応募者名は公開しません。

イ　二次評価結果

応募者ごとに通知するとともに、以下の内容を沼津市ホームページで公開します。

・二次評価の対象となった応募者名とその作品

・最優秀作品及び次点の応募者名

・講評

（６）市民アンケートの実施

市民を対象として一次評価を通過した作品について、沼津市ホームページでアンケートを実施し二次評価委員会に報告することとします。

12 失格事項

応募者が次のいずれか１つに該当する場合は失格とします。
最優秀作品を決定した後に、次のいずれか１つに該当した場合も同様に失格とします。

ア　応募条件を満たさないもの

イ　提出方法、提出先、受領期限に適合しないもの

ウ　資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合

エ　書類に虚偽の記載をした場合

オ　評価の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

カ　第三者の著作権等を侵害する行為があった場合

13 注意事項

（１）著作権及び知的財産権

ア　設計競技の成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年５月６日 法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、競争参加者に帰属するものとします。

その後、最優秀提案者により詳細設計（基本設計を含む場合がある）を行う場合の成果物の取扱いについては、『建築設計業務委託契約書』（国土交通省：2015）「条文（A）」を用いることとします。

また、その設計により施工を行う場合、著作者の同一性保持権を尊重し、最優秀提案者によるデザイン監理を発注する予定です。

イ　最優秀提案が、第三者の知的財産権を侵す場合、その他本要項の規定に違反していることが判明した場合は、決定後であっても、決定を取り消します。また、類似と認められる場合も取り消す場合があります。その場合、決定取り消し後、速やかに賞賜金等の返還を求めます。

なお、これに伴い発生した紛争、損害等については、全て応募者が責任を負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。

（２）設計競技終了後の取扱い

ア　本設計競技終了後、道路測量設計業務を進め、以降、施工へと速やかに事業化を図ります。

ただし、本件委託業務に係る契約の締結は、本事業に係る沼津市の予算が確定し、その予算の執行が可能となることにより行うものとします。

イ　道路測量設計、施工段階において、関連計画・事業・周辺施設などとの調整が必要となることがあります。

この結果、最優秀作品の一部に変更が生じる場合があります。

ウ　提案されたデザインが、本募集要項で示した条件に合致した形では実現できないことが明らかになった場合、又は提案書に記された内容から費用の増大や質の低下が生じることが明らかになった場合には、それが当該デザインの提案者の責によらないときや軽微なものであるときを除き、それ以降の設計やデザイン監理等の契約を、当該提案者と行わない場合があります。

エ　最優秀提案の応募者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、他の応募提案のうちで、評価の高かった提案応募者から順に契約交渉の相手方とすることがあります。

オ　沼津市が本設計競技の報告、説明、公表等のために提出された応募作品を使用する場合は、無償で使用できるものとします。

なお、公表する場合は、応募者名も併せて公表します。

（３）道路測量設計委託業務について

「３　設計業務の仕組み（１）実施方法 イ」の参考として示した業務委託料について、予算計画の各年度の割合は次のとおりとします。

なお、「13　注意事項（２）設計競技終了後の取扱いア」に基づくものとします。

令和元年度　（R２．３）　　委託業務契約締結

ア　令和２年度　（R２．４～R３．３）委託料上限額の約２割程度　（消費税及び地方消費税を含む）

イ　令和３年度　（R３．４～R４．３）委託料上限額の約８割程度　（消費税及び地方消費税を含む）

（４）応募者の同意

ア　応募者は、本設計競技に応募することによって、本募集要項に記した規定に同意したものとみなします。

（５）その他

本競技に関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとします。

14 参考資料等

以下の参考資料（１）～（８）については下記 URL より PDF 形式で閲覧・ダウンロードできます。なお、（８）～（13）について、応募予定登録書を提出し、併せて電子データ借用申請兼誓約書（様式２－３）の提出により、応募予定登録書に記載された応募者（担当者）に対して電子データを提供します。

「参考資料」

（１）都市計画道路沼津南一色線道路設計等に関する基本計画書等
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/takaosan/jyoukyou.htm

（２）都市計画道路沼津南一色線の整備方針について
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/takaosan/seibihoushin.htm

（３）沼津市景観計画
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/keikan/keikanho/kouso.htm

（４）自転車ネットワーク関連資料
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/keikaku/various/cyclenetwork/index.htm

（５）交通量調査結果報告書

（６）騒音予測結果報告書

（７）（都）沼津南一色線道路測量設計業務委託（仮称）委託費内訳表

（８）図面集（閲覧は PDF 形式、ア～ウの提供は SFC 形式とします）
ア　道路平面図　　イ　道路縦断図　　ウ　道路横断図
エ　古墳平面図　　オ　古墳縦横断面図　　カ　周溝断面図

※（５）～（８）
https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/takaosan/jyoukyou.htm

（９）地質調査結果報告書

（10）地下埋設物（国道１号関連、上水道、下水道、ガス、電力、通信）

（11）谷戸川河川台帳

（12）高尾山古墳発掘調査報告書

（13）スルガ最初の王ここに眠る　高尾山古墳（ガイドブック）
※（９）から（13）は一般への公表は出来ません。

「その他参考図書」※提供できません。

（１）史跡等整備のてびき　ー保存と活用のためにー
文化庁文化財部記念物課監修　同成社　2005 年６月 30 日発行
Ⅲ　技術編　　Ⅳ事例編

15 様式集

目次

（１）設計競技（募集要項）説明会
様式１　設計競技（募集要項）説明会申込書

（２）応募予定登録
様式２－１－１　応募予定登録書（単独法人企業の場合）
様式２－１－２　応募予定登録書（共同企業体の場合）
様式２－２　共同企業体構成員応募予定登録書
様式２－３　図面等電子データ借用申請兼誓約書

（３）質問
様式２－４　募集要項に関する質問書

（４）参加表明兼誓約書
様式３－１－１　参加表明兼誓約書（単独法人企業用）
様式３－１－２　参加表明兼誓約書（共同企業体用）
様式３－２　共同企業体構成員参加表明兼誓約書
様式３－３　共同企業体構成員応募予定登録変更申請書

（５）応募資格要件
様式３－４　暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書
様式３－５　業務実績及び技術者の配置体制
様式３－６　技術者・デザイン監理者の受賞歴等

（６）一次提案
様式４　一次提案書

（７）二次提案
様式５　二次提案書
様式６　（都）沼津南一色線道路改良工事（仮称）工事費内訳表

※様式サイズは、（１）から（５）はＡ４、（６）から（７）はＡ３としてください。

都市計画道路沼津南一色線　設計競技（コンペ）

募 集 要 項

担 当 課：沼津市 建設部 道路建設課

電　　話：055-934-4779

Ｆ Ａ Ｘ：055-934-4782

E-mail：douro@city.numazu.lg.jp

担 当 課：沼津市 教育委員会事務局　文化振興課

電　　話：055-934-4812

Ｆ Ａ Ｘ：055-931-8977

E-mail：cul-sinkou@city.numazu.lg.jp

※表紙右上（右側）の「ロゴマーク」は、平成 30 年 10 月に土木学会マネジメント委員会が発刊した「土木設計競技ガイドライン　同解説＋資料集」　に準拠している場合に使用が認められるもので、都市計画道路沼津南一色線設計競技が、「土木設計競技ガイドライン」に準拠していることを示します。